

# 神奈川県ミニバスケットボール連盟加盟登録規程

## 加盟・登録に関するルール・守るべきモラル

神奈川県ミニバスケットボール連盟（以下、「県連盟」という）は、ミニバスケットボールを通して人間づくりをすることが最大の目的であることを認識し、児童がチームに所属し、活動することで、ミニバスケットボールを楽しみ、生涯にわたってバスケットボールを好きになってほしいと願っています。

ミニバスケットボールの合い言葉である「友情・ほほえみ・フェアプレー」の精神に則り、ミニバスケットボールの「普及」と選手の「育成」が目的であることから、以下の3つのねらいの元にチーム編成することを推奨します。

- ①「チームに所属した子どもたちに可能な限り多くのゲームに参加させること。」
- ②「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」
- ③「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するよう図ること。」

### 1 チームについて

#### (1) チーム編成

チーム編成は、日本ミニバスケットボール連盟加盟規定第2条2項の④にあるとおり、単一学校在籍児童で構成されたチームを原則とし、それだけでは活動できない場合に限って、近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。

合体（連合）した場合、神奈川県内でミニバスケットボール活動を行う以下の1種と2種のチーム加盟を認める。尚、それぞれの大会参加条件は、別途大会要項等により定める。

##### ① 1種チーム

主体校を中心とした近隣校の選手で編成されたチーム。

##### ② 2種チーム

1種チームに遠隔地の選手が加わっている場合や主体校をもたずに広域に渡って選手が加入しているチームなどの1種以外の編成となっているチーム。

但し、県外在住の選手登録を行っているチームの登録は認めない。

#### (2) チームのあり方

県連盟は、選手「育成」に主眼を置いた健全なチーム作りを求めていることから、勝利至上主義による、安易なチーム「強化」策としてのチーム合体（連合）や選手移籍、1種チームと2種チームや他ミニバス連盟チームとの二重選手登録は認めない。

※「強化」と「育成」のとりえについては、平成24年3月28日付 日本ミニ連盟よりの資料を参照のこと。

1種チームは、構成する児童在籍小学校の学校数制限は無いが、チームが多数校でチーム構成しなければならない理由と、対象になる児童の生活や活動の基盤がどこにあるかを判断することになる。あくまでもチームは主体校（チーム設立過程で中心となった学校）を中心とした地域に根ざしたチーム編成とすることが肝要である。

これはルールであると同時に、指導者のモラルの問題でもある。そして、指導者の育成や複数の指導者による指導が行われるように努めるべきである。指導者不足は、チームの合体（連合）の理由にはならない。

また、多数校で構成され、部員数が多いチームは、分割・再編成していくように地区ミニ連盟を通じて指導していく必要がある。これにより、チーム数増加による普及や指導者の育成が図られるものと捉えている。

## 2. 選手について

### (1) 選手登録の条件

- ①ミニバスケットボールの選手は「12歳以下の小学生」である。
  - ・これを日本の学齢に当てはめ、6年生に相当する年齢までとする。  
(2018年度でいえば、2006年4月2日～2007年4月1日生まれまで)
- ②外国から編入学した児童も上記①と同様に扱う。
- ③上記①の年齢制限を超える選手がいる場合は、以下のとおりとする。
  - ・各チームでの練習は自由である。
  - ・練習試合、交歓会、招待試合においては、主催者の判断に委ねる。
  - ・県大会及びそれにつながる予選会には出場できない。
  - ・各地区連盟での公式試合においても出場できない。
- ④チームで活動している全選手を対象とする。なお、登録種別を操作するために、部員としての活動実態があるにも関わらず、登録を外したりしてはならない。

### (2) 1種チーム選手の所属

- ①選手の通学している学校に登録チームがある場合は、原則、児童はそのチームに所属するものとする。
- ②通学している学校に登録チームがない場合は、原則、近隣のチームに所属することができる。
- ③「近隣」とは、文字通り「近くで隣接している。」と解釈し、登録しているチームのエリアを飛び越してチームに所属することはできない。
- ④国・県・私立・特別支援学校・外国人学校等の特定学区を持たない小学校に通学している児童で、その在籍校に登録チームがない場合は、居住地の学区にある登録チームに所属するものとする。しかし、居住地の学区に登録チームが存在しない場合は近隣のチームに所属する。
- ⑤チーム主体校の近隣でない学校に通学している児童がチームに所属を希望してきた場合には、必ず所属各地区連盟（総務委員）に相談すること。
- ⑥「チーム主体校」とは、チーム設立過程で中心となった学校1校を指し、各地区への初年度登録で確定する。現チームが存続中は不変である。必ずしも、チーム最多構成人数校やチーム活動中心拠点校と一致するとは限らない。
- ⑦相談を受けた各地区連盟においては、上記の規定に照らし合わせて入部可能な適正チームを紹介する。指導者・保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させないこと。

### (3) 1種チーム選手の移籍

- ①特別な事情がない限り、チーム間の選手移籍は認めない。
- ②特別な事情とは、基本的には転居を伴う転校およびチームの新設もしくは所属チームの統廃合をさす。
- ③選手が転居に伴う転校をした場合に、原則、転校先の学校に登録チームがある場合はそのチームへ移籍し、無い場合はその近隣の登録チームに移籍することとするが、これまでの在籍チームにとどまることもできる。その場合、必ず元の在籍チームに登録している必要がある。
- ④チームが新設されたり、これまでの所属チームが統廃合されたりする場合などは、必ず地区連盟（総務委員）に相談し、連盟の指導を受けること。
- ⑤近くに登録チームがあるのに遠隔地のチームに所属しているような児童には、自宅もしくは通学している学校の近隣のチームに所属するように地区連盟が指導（推奨）する。
- ⑥以上の理由で移籍をするとき、またはそれ以外の理由が発生したときについては、選

手個々の事情によって異なるので、必ず各地区連盟（総務委員）を通じて、県連盟に事前に相談すること。県連盟は、状況を判断して、地区連盟を通じて適正な移籍先を紹介する。

指導者・保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させないこと。

以上

### 【参考資料】

#### ★各大会におけるエントリー規程

| 大会名                    | エントリー資格<br>全ての大会で、ベンチに入る指導者は、E-2 級以上ライセンス所持が必須。 |
|------------------------|-------------------------------------------------|
| 地域リーグ戦                 | 1 種、2 種                                         |
| 県秋季大会                  | 1 種および E-1 級以上ライセンス所持                           |
| 県決勝大会チャレンジカップ（含地区予選）   | 1 種および D 級以上ライセンス所持                             |
| 県決勝大会フレンドシップカップ（含地区予選） | 1 種、2 種                                         |
| 各地区キッズ交歓大会             | 1 種、2 種                                         |
| 県選抜交歓大会                | 各地区（12 地区）の登録選手の中から選抜された選手                      |
| 各地区独自の大会               | 各地区の規準による                                       |

※各大会における地区比例代表数は、大会エントリーチーム数を母数として算出する。

※10 人未満のチームにも大会エントリー権は与える。但し、県大会への推薦はされない。

※地域リーグ戦および各地区大会におけるローカルルールの適用を認める。